

呉市告示第 2 4 1 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付属する工作物等（以下「建築物等」という。）について、法 2 2 条第 3 項に基づき、命令したことから、法 2 2 条第 1 3 項に基づき、次のとおり告示します。

令和 8 年 7 月 1 3 日

呉市長 新 原 芳 明



1 対象となる特定空家等

所在地 呉市倉橋町字江ノ内 1 6 5 2 5 番地 1

用 途 一戸建て住宅

2 措置の内容

当建物については、建物の全部を除却すること。

特定空家等の除却により発生する動産等については、措置の期限までに関係法令の従って適切に処理すること。

3 措置を命じた理由

当建物は屋根及び外壁等が部分的に崩落し、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態となるため。

4 措置の期限

令和 8 年 9 月 1 8 日

5 問合せ先

呉市都市部住宅政策課 0 8 2 3 - 2 5 - 3 5 1 4